

第9回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会の開催について

第9回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会を次のとおり開催します。

記

- 1 日時：令和6年8月5日（月） 午前10時～
- 2 会場：宮城県行政庁舎2階 201会議室
- 3 内容：阿武隈急行線の経営状況について
阿武隈急行線在り方検討会について
阿武隈急行線地域公共交通網形成計画の取り組みについて

ほか

【阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会とは】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する協議を行うため設置された協議会です。

構成員は、沿線5市町、宮城県、福島県、阿武隈急行株式会社、交通事業者、住民代表者、学識経験者、道路管理者等によって構成されています。